

第4次伊丹市障害者計画

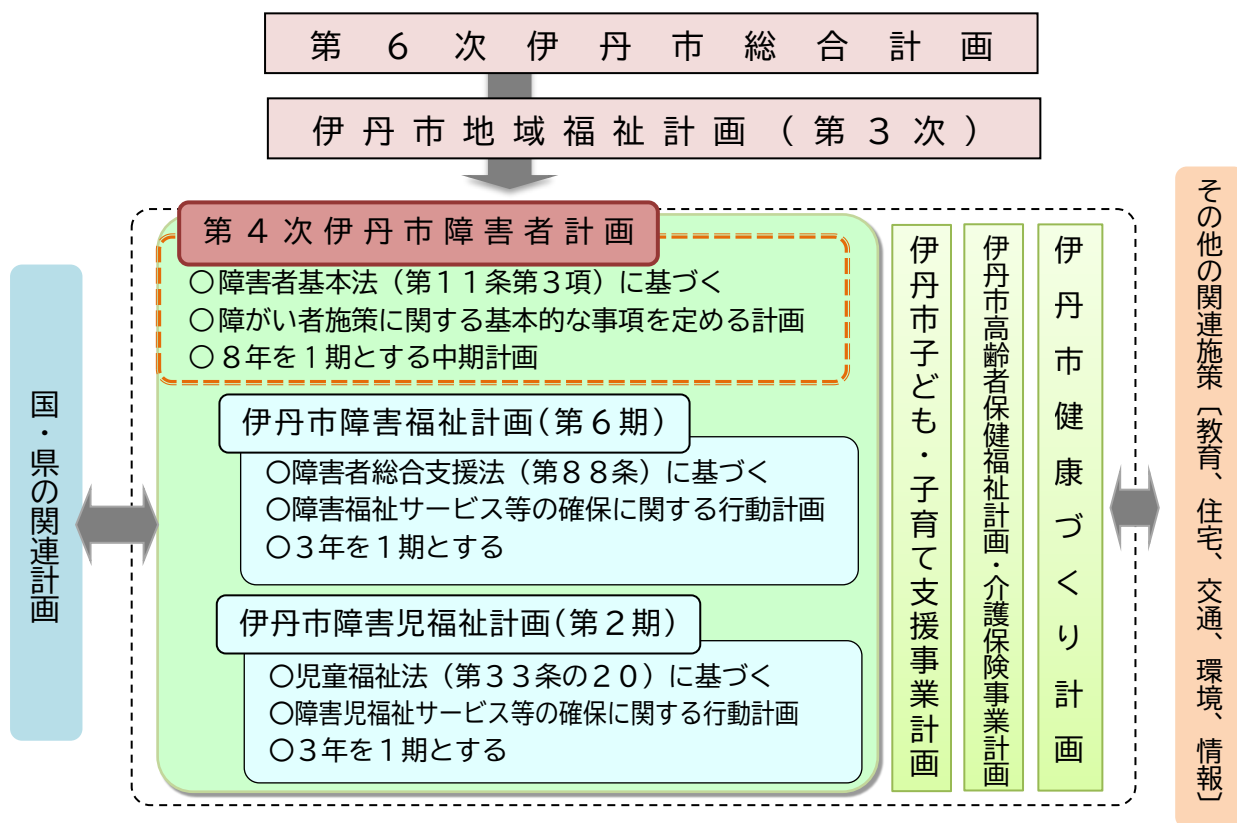
概要版

令和3年(2021年)度～
令和10年(2028年)度

計画の位置づけ

「第4次伊丹市障害者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画であり、市が今後進めていく障がい者施策の基本方向や目標を総合的に定める計画です。

本計画は、「第6次伊丹市総合計画」「伊丹市地域福祉計画(第3次)」を上位計画とし、「伊丹市健康づくり計画」、「伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「伊丹市子ども・子育て支援事業計画」等の保健福祉分野における関連計画、教育・雇用・人権・まちづくりなど関連分野における施策との連携を図りながら推進します。



計画の期間

- 「第4次伊丹市障害者計画」は、上位計画である「第6次伊丹市総合計画」「伊丹市地域福祉計画(第3次)」と整合性を持たせて計画期間を令和3年度からの8か年とし、障がい者を取り巻く社会情勢の変化や法令・制度の変更が生じた場合は、適宜必要な見直しを行います。

年度	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)
障害者計画	第4次(令和10年度まで)							
障害福祉計画	第6期			第7期			第8期	
障害児福祉計画	第2期			第3期			第4期	

計画の基本方針

(1) 基本理念

障害者基本法第1条に規定されるように、障がい者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

「障害者計画」では、このような社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、伊丹市が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めるものとします。

第6次伊丹市総合計画における障がい者福祉の基本方針
「障がいの有無にかかわらず、自ら選択する生き方や暮らしができるまち」



伊丹市地域福祉計画(第3次)における理念
「共生福祉社会の実現」
伊丹市地域福祉計画(第3次)における目標
「つながり合い、支え合う共生のまちづくり」
「多様な主体の協働による誰もが活躍できる仕組みづくり」
「誰もが自分らしく暮らすための体制づくり」



第4次伊丹市障害者計画における理念
「障がいのある人が参加・参画する共生福祉社会※の実現」

全ての人がお互いの人権を尊重し合い、障がいのある人が
あらゆる分野の活動に参加・参画できる社会の実現を目指します。

※共生福祉社会…すべての市民が住み慣れた地域の中で、人としての尊厳を持ち、いきいきとそれぞれの個性を発揮しながら、ともに支え合うことで、自立・自律した生活が送れるような社会

(2) 基本目標

① 社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動への参加機会の拡大

全て障がい者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加機会が拡大するよう取り組みます。

③ どこで誰と生活するかについての選択の機会の確保

全て障がい者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを目指します。

② 意思疎通及び情報の取得・利用のための手段についての選択機会の拡大

全て障がい者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大を図られることを目指します。

④ 差別の禁止

障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約する、障害を理由とする差別その他の権利利益を侵害する行為は禁止されなければなりません。

障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進めます。

(3) 基本的視点

① 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

④ アクセシビリティの向上

障害のある人が、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

② 当事者本位の総合的な支援

障がい者が人生における全段階を通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

⑤ 総合的かつ計画的な取組の推進

効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策、男女共同参画施策等、障がい者施策に関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

③ 障害特性等に配慮した支援

障がい者施策は、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえて、策定及び実施します。

計画の施策体系図

【分野別施策】

【基本的方向】

1 生活支援

- ① 身近な相談支援体制の整備
- ② 精神障がい者在宅サービス等整備
- ③ 知的障がい者・精神障がい者の高齢化に対応した在宅サービスの整備
- ④ 在宅サービス・日中活動系サービスの充実
- ⑤ 障がい児支援の充実
- ⑥ 発達障がい者への理解促進と支援策の検討
- ⑦ 福祉用具の研究
- ⑧ 人材の育成・確保
- ⑨ 保健福祉分野における関連計画との連携

2 保健・医療サービスの充実

- ① 乳幼児健診の充実
- ② 訪問看護・訪問リハビリの利用促進
- ③ 医療と障害福祉の連携

3 教育・文化芸術活動・スポーツ等

- ① インクルーシブ教育・保育体制の整備
- ② 障がい者スポーツの振興
- ③ 障がい者アートの振興

4 雇用・就業・経済的自立の支援

- ① 障がい者雇用の促進
- ② 福祉的就労の工賃向上

5 生活環境

- ① 住宅の確保
- ② 公共施設のバリアフリー化の推進
- ③ 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

6 情報アクセシビリティ

- ① 行政情報のバリアフリー化
- ② 情報提供の充実
- ③ コミュニケーション支援の充実

7 安全・安心

- ① 防災・防犯対策の推進
- ② 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
- ③ 感染症対策の推進

8 差別の解消及び権利擁護

- ① 障がい者理解の促進
- ② 障害者差別解消法を活かすための取り組み実施
- ③ 障害者虐待の防止
- ④ 成年後見制度の利用促進

9 行政サービスにおける配慮等

- ① 市職員等における障がい者理解の促進
- ② 選挙等における配慮等
- ③ 司法手続等における配慮等